

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	水道局工務部給水課 (06-6616-5480)
処分課（担当）名	水道局工務部給水課
行政指導の名称	地下水等利用専用水道の設置者に対する指導等
関連する 他局の名称	健康局
概要	水道水と地下水処理水等を混合利用する地下水等利用専用水道について、より適正な水質管理を行うため、水道局は当該専用水道の設置者に届出を義務付けるとともに、当該専用水道の設置者へ給水装置の構造材質その他維持管理に関し、必要な指導を行います。
根拠となる要綱等	大阪市水道事業給水条例(昭和34年4月1日条例第20号)第36条の2 http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html (大阪市例規データベース 第22類 第4章 事業 大阪市水道事業給水条例 大阪市例規データベース 第22類 第4章 事業 大阪市水道事業給水条例施行規程)
行政指導指針	地下水等利用専用水道の設置者に対して当該専用水道に係る給水装置の構造、材質その他維持管理に関し、条例に基づき指導等を行っています。
ホームページ	
備考	

< 根拠法令等及び条項 >

大阪市水道事業給水条例

(地下水等利用専用水道の設置者に対する指導等)

第 36 条の 2 局長は、地下水等利用専用水道(法第 3 条第 6 項に規定する専用水道 (以下専用水道という。) で市が供給する水と地下水その他の市が供給する水以外の水とを混合することができる構造を有するものをいう。以下同じ。)の設置者に対し、当該地下水等利用専用水道に係る給水装置の構造、材質その他維持管理に関し必要な指導をするものとする。

2 - 6 (省略)

大阪市水道事業給水条例施行規程

(地下水等利用専用水道の設置者に対する指導等)

第 37 条の 6 条例第 36 条の 2 第 1 項の規定による指導は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 地下水等利用専用水道 (条例第 36 条の 2 第 1 項に規定する地下水等利用専用水道という。以下同じ。) に係る給水装置における水の滞留防止に関すること
- (2) 地下水等利用専用水道を設置している旨の当該地下水等利用専用水道を設置している施設における掲示に関すること
- (3) その他局長が必要と認める事項

2 - 3 (省略)